

愛知県最低賃金 改正のお知らせ

愛知労働局
労働基準監督署

平成19年10月25日から、愛知県最低賃金は、

時間額 **714**円

に改正されます。

ここがポイント…

- 1 愛知県最低賃金は、愛知県下の事業場で働くすべての労働者に適用されます。
常用・臨時・パート・アルバイトなどの就労形態は問いません。また、労働者であれば年金受給者などであっても適用されます。
なお、特定の産業の事業場で働く労働者については、「愛知県最低賃金」でなく「産業別最低賃金」(裏面参照)が適用される場合がありますのでご注意ください。(産業別最低賃金については、今後の改正状況に注意してください。)
- 2 使用者は、適用される最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。
最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。
- 3 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。
具体的には、支払賃金額から、
 - ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
 - ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
 - ③ 時間外労働・休日労働に対する賃金
 - ④ 深夜労働に対する割増賃金
 - ⑤ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除いた賃金額が、最低賃金額以上でなければなりません。
- 4 賃金が時間給以外で定められている場合(月給・日給等)、賃金を1時間当たりの金額に換算して愛知県最低賃金額と比較します。
- 5 最低賃金適用除外許可を受けている労働者がいる場合には、支払っている賃金額を改正する必要があります。
精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者等は、最低賃金の適用除外制度があります。この許可を受けている場合には、賃金額を許可書に記載されている最低賃金との比率以上の金額にする必要があります。

支払賃金額を確かめ、最低賃金額を下回ることのないようご注意ください。

— 守ろう! 確かめよう!、この最低賃金 —

愛知県の最低賃金

愛知労働局
労働基準監督署

(地域別最低賃金) <効力発生日：平成18年10月1日>

最低賃金名	時間額(円)	適用労働者の範囲
愛知県最低賃金	694	愛知県内で働くすべての労働者
愛知県最低賃金は、表面のとおり、平成19年10月25日から、714円に改正となります。		

(産業別最低賃金) <効力発生日：平成18年12月16日(※印は平成16年12月16日)>

最低賃金名	時間額(円)	適用上の注意
染色整理業 (糸染色業を除く。)	722 ※	左の各産業(平成14年10月1日適用の総務省日本標準産業分類の定義による)に属する事業場で働く労働者に適用されます。ただし、次に掲げる適用除外労働者については、産業別最低賃金の適用が除外され、上記の「愛知県最低賃金」が適用されます。
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業(表面処理鋼材を除く。)	819	適用除外労働者 1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3か月(染色整理業にあっては6か月)未満の者であって技能習得中の者 3 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者 4 次の産業別最低賃金における特有の軽易業務従事者 ①染色整理業 手作業によるラベルはり、荷造カード付け、包装、袋詰め、反物の汚れ落とし、起毛機の掃除、染色・精練のための原材料の取揃え、修整(主として手バサミ、ピンセット又は修整ペンを用いて行う糸入れ、インキング、吊り直し、キズ直し、ネップ取り、パー取り又はボツ出し)又は軽易な運搬の業務に主として従事する者 ②製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 軽易な運搬の業務に主として従事する者 ③電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、はんだ付け、選別、検査又は包装の業務に主として従事する者 ④輸送用機械器具製造業 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務に主として従事する者
一般機械器具製造業 (建設用ショベルトラック製造業を除く。)	805	
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業 (医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))を除く。)	768	
輸送用機械器具製造業 (自転車・同部分品製造業及び船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く。建設用ショベルトラック製造業を含む。)	812	
計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	759	
各種商品小売業 (衣・食・住にわたる商品を一括して、一事業場で小売する事業場が該当します。飲食料品の小売を中心とするコンビニエンスストアは該当しません。)	757	
自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	792	

(留意事項)

- 最低賃金は、事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなどすべての労働者に適用され、事業主は雇用する労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 賃金が時間給以外(月給、日給等)で定められている場合は、賃金を時間当たりの金額に換算して最低賃金と比較します。
- 最低賃金の対象になる賃金には、次の賃金は算入されません。
 - ①臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
 - ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
 - ③時間外労働・休日労働に対する賃金
 - ④深夜労働に対する割増賃金
 - ⑤精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者等には、愛知労働局長の許可を条件とする最低賃金の適用除外制度があります。詳しくは、愛知労働局ホームページ(<http://www.aichi-rodo.go.jp/>)、愛知労働局労働基準部賃金課(☎052-972-0257)または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

社長さん、労働保険に入っていますか？“雇ったら、入る”

労働者を一人でも雇っている事業主は労働保険(労災・雇用)に加入する義務があります。加入手続き等のご相談は、愛知労働局労働保険適用課(☎052-219-5503)または最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所へお尋ねください。

— このチラシは事業場の見やすい場所に掲示してください。 —